

Q7 「ネット上のいじめ」にはどのようなものがあるか。また、どのように対応すればよいか。

A： 近年、携帯電話が子どもたちの間に急速に普及し、それに伴い、学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われるなど「ネット上のいじめ」問題が生じている。

「ネット上のいじめ」の兆候をいち早く把握して、迅速な対応を行うとともに、情報モラルの指導や、保護者への啓発活動を行い、「ネット上のいじめ」を許さない学校づくりを家庭や地域と共に行っていく必要がある。

以下、「ネット上のいじめ」の特徴と類型、対応について述べる。それぞれの詳しい内容や事例等については、『[「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）](#)』（H20.11 文部科学省）を参照されたい。

1. 「ネット上のいじめ」とは

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもが悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものであり、次のような特徴がある。

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示版などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」

掲示板・ブログ・プロフィールへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフィール（プロフィールサイト）に、特定の子ども誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もある。

掲示板・ブログ・プロフィールへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりしたケースがある。

特定の子どもになりすましインターネット上で活動

特定の子どもになりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の子ども電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

メールでの「ネット上のいじめ」

特定の子どもに対する誹謗・中傷

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行ったケースがある。

「チェーンメール」での悪口や誹謗・中傷

定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがある。

「なりすましメール」での誹謗・中傷

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいる。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができる。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した事例などもある。

その他

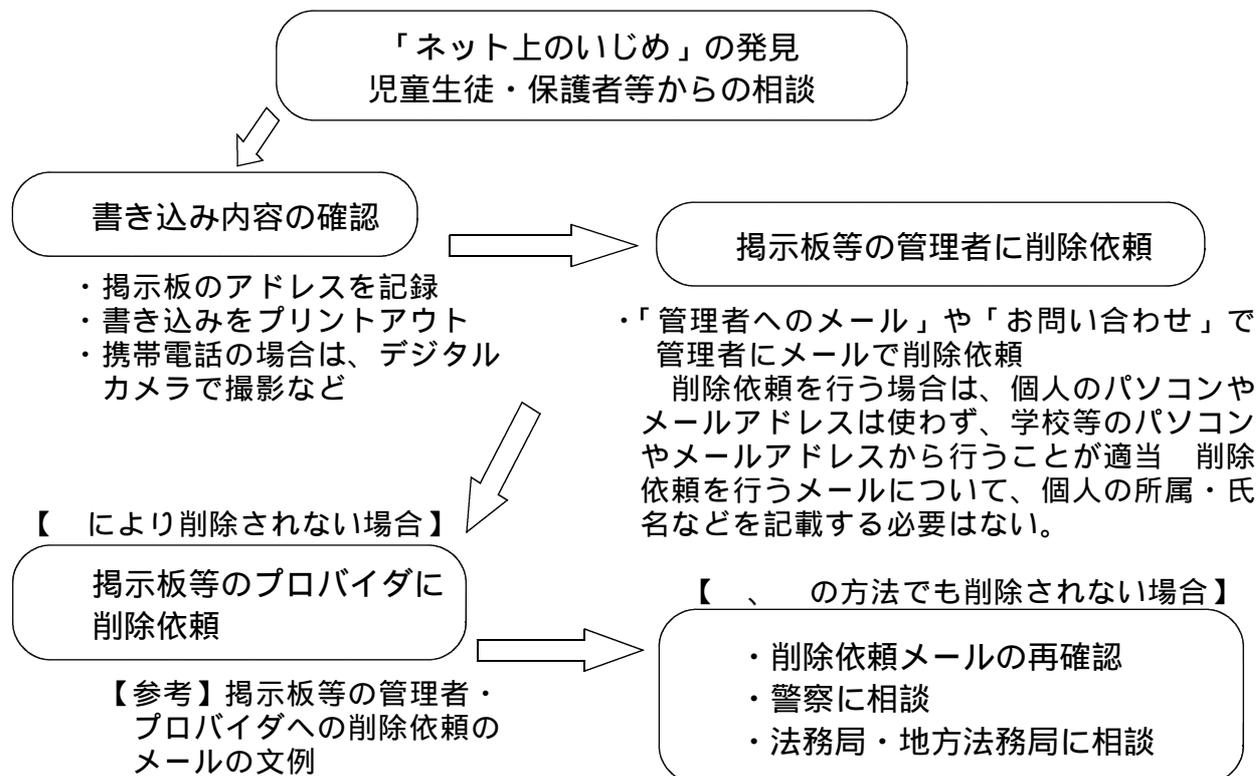
「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

- ・口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗・中傷の書き込み
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した誹謗・中傷の書き込み

2. 「ネット上のいじめ」等への対応

(1) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。



([「ネット上のいじめ」に関する相談窓口](#))

【参考】掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼のメールの文例

以下の例を参考にしながら、分かりやすく簡潔に書くようにするとよい。その際には、削除が必要なURLや書き込みNo.、削除理由を記載する必要がある。

[件名] 【削除依頼】 誹謗・中傷の書き込み

[本文]

URL : http:// ~

スレッド : http:// ~

書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書いてください。)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。

貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

(2) チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。メール中に、「このメールを 人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童生徒にチェーンメールの例について紹介するとともに、チェーンメールを他の友人等に転送しないように、次の点を踏まえ、指導を行うことが重要である。

携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。

チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。

チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。

チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

【参考】チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介するとよい。(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

(3) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

被害児童生徒への対応

- ・学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアによりいじめられた子どもを守り通す。
- ・毎日の面談の実施、緊急連絡先の伝達を行うなど被害児童生徒の立場に寄り添った支援を行う
- ・複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で取り組んでいく。

加害児童生徒への対応

- ・被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べる。
- ・決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行う。
- ・加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められる。

全校児童生徒への対応

- ・全校児童生徒への指導を行うとともに、
- ・日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要である。
- ・掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えておく。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

- ・被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。
- ・加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。
- ・必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

3. 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

情報モラル教育の充実 教員の指導力の向上

- ・学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱っていく。
- ・文部科学省作成の指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト等を活用する。
- ・学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

([教員向け指導資料等](#))
([啓発パンフレット、資料](#))

保護者への啓発 家庭・地域との連携

- ・携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく。
- ・保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行う。
- ・入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく。
- ・学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得る。

【参考資料】

1 相談窓口

栃木県警察 県民相談室 028 - 627 - 9110

ウェブサイト サイバー犯罪対策（サイバー犯罪の自動相談システムあり）

<http://www.pref.tochigi.jp/keisatu/seikatu/nethanzai.html>

宇都宮地方法務局 028 - 623 - 0926

ウェブサイト（インターネット人権相談受付窓口あり）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/utsunomiya/top.html>

財団法人、NPOなどの団体

団体名	相談業務等の概要
財団法人インターネット協会 http://www.iajapan.org/	インターネットに係わる様々なトラブル、インターネット掲示板の誹謗・中傷、ネット詐欺など）についての相談窓口を照会する。
財団法人日本データ通信協会 http://www.dekyo.or.jp/	「迷惑メール相談センター」においてチェーンメールなど、迷惑メールの相談、その対処方法に関する情報提供等の活動を実施
全国webカウンセリング協会 http://www.web-mind.jp/	ネットいじめ対応アドバイザーの養成や、インターネット上の誹謗・中傷などの相談を受け付けている。
社団法人日本消費者アドバイザー・コンサルタント協会 http://www.nacs.or.jp/	NACSトラブルなんでも110番」の電話相談を実施し、相談事案の内容を分析の上、関係機関・業界・消費者に提言・要望・啓発を実施。
有限責任中間法人ECネットワーク http://www.ecnetwork.jp/	「インターネット詐欺対策集」等の提供のほか、インターネット上の取引に係る一般消費者からの相談受付を実施。
NPO法人ネットワークセキュリティ協会 http://www.jnsa.org/caravan/index.html	「インターネット安全教室」の開催等、情報セキュリティに関する知識の普及・啓発活動を実施。
財団法人コンピュータ教育開発センター http://www.cec.or.jp/CEC/	「ネット社会の歩き方」等、インターネットを安全に使用するための教材を提供。

2 関係資料

啓発パンフレット、資料

ちょっと待って、ケータイ（文部科学省） http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/02/08021817.htm
ちょっと待って、ケータイ DVD（文部科学省） http://www.elnet.go.jp/elnet_docs/keitai-dvd.htm
お父さん！お母さん！お子さんのケータイ・ネットの利用は大丈夫ですか？（文部科学省） http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/toushin2/071227.pdf
『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために - 見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を - （文部科学省） http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061612/002.htm

サイバー犯罪防止で、あんしんネットライフ ((財)社会安全研究財団) http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/index.html
知ってますか？フィルタリング お子さんを犯罪被害から守るために (警察庁) http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/index.html
インターネット、携帯電話の安心・安全な使い方 ~ ネット社会の7つの常識 ~ (e-ネットキャラバン運営協議会) http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/pdf/080303safety_teacher.pdf
これだけは知っておきたい！インターネット安全教室 (経済産業省) http://www.jnsa.org/caravan/
撃退！チェーンメール ((財)日本データ通信協会) http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/image/chainbook0806.pdf

教員向け指導資料等

「情報モラル」指導モデルカリキュラム (文部科学省) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/05/07052403.htm
「情報モラル」指導実践ガイドブック・啓発パンフレット (文部科学省) http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/kickoff/pdf/2008pumf.pdf
情報モラル指導ポータルサイト～やってみよう 情報モラル教育～ (文部科学省) http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/
ネット社会の歩き方 ((財)コンピュータ教育開発センター) http://www.cec.or.jp/net-walk/